母子・寡婦・父子福祉

1 母子家庭及び父子家庭の状況

(1) 母子家庭世帯数

(単位:世帯)

区 分	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合 計
平成 28 年度	0 (0)	66 (19)	233 (118)	316 (192)	65 (46)	1 (1)	681 (376)
平成 29 年度	0 (0)	58 (21)	235 (111)	303 (176)	64 (45)	1 (1)	661 (354)
平成 30 年度	0 (0)	55 (17)	222 (107)	273 (167)	63 (38)	2 (1)	615 (330)

※ 各年8月1日現在。()は母子家庭世帯のうち母と子のみの世帯数。

(2) 父子家庭世帯数

(単位:世帯)

区 分	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合 計
平成 28 年度	0 (0)	5 (3)	35 (15)	58 (28)	34 (17)	5 (2)	137 (65)
平成 29 年度	0 (0)	6 (3)	44 (20)	59 (28)	30 (16)	3 (2)	142 (69)
平成 30 年度	0 (0)	2 (2)	37 (20)	60 (29)	28 (15)	9 (5)	136 (71)

※ 各年8月1日現在。()は父子家庭世帯のうち父と子のみの世帯数。

2 母子家庭及び父子家庭相談受付状況

(1) 母子家庭相談

(単位:件)

	区	分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生	活	_	般	54	55	184
児	童	問	題	52	144	218
生	活	援	護	115	206	205
そ	0)	他	2	2	1
計		223	407	608		

(2) 父子家庭相談

(単位:件)

	区	分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生	活	_	般	1	11	28
児	童	問	題	8	20	28
生	活	援	護	9	28	25
	1911	+		18	59	81

3 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童(母子世帯)を入所させて、保護するとともに、入所した母子の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

(1) 母子生活支援施設入所状況(各年度4月1日現在)

(単位:世帯・人)

施設名								
定員	1 (1 0 世帯 (平成 25 年 12 月から 15 世帯→10 世帯へ)						一設へ委託
巨八	能代市 他市町村 合計							
区分	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
平成 28 年度	7	18	1	5	8	23	0	0
平成 29 年度	6	14	1	5	7	19	0	0
平成 30 年度	5	13	1	5	6	18	1	2
令和元年度	4	10	2	7	6	17	1	2

(2) 秋田県女性緊急一時保護事業

夫等の暴力などから緊急一時的に避難し、保護を必要とする女性を、県知事(県女性相談所長)の 委託を受けて母子生活支援施設において、一定期間(原則30日以内)保護します。

4 ひとり親家庭児童保育援助費

母子家庭及び父子家庭児童の保育施設等に要する費用を援助(所得制限あり)します。

(単位:人・千円)

	認可・へき地保育所		その他施設		合 計	
区分	人数	減免額	人数	補助金額	人数	金額
平成 28 年度	40	1, 250	44	1,380	84	2,630
平成 29 年度	45	1, 443	36	890	81	2, 333
平成 30 年度	28	666	21	630	49	1, 296

5 ひとり親家庭等住宅整備資金

この資金は、現に扶養する子のある配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって住宅の整備を 必要とし、かつ自力で整備を行うことが困難な方に貸付けます。

貸付利率 年3%以内

償還期間 10年以内(うち1年以内据置)

償還方法 元利均等年 (半年・月) 賦

(単位:千円・件)

区 分	貸付限度	貸付件数	貸付額
平成 28 年度	1,500	0	0
平成 29 年度	1,500	0	0
平成 30 年度	1,500	0	0